

鹿屋市立串良小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人のかかわり合いの中で自己の特性や可能性を少しずつ認識し、また、他者の長所等を発見する。学校や地域が互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

ア いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

イ いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。

ウ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

エ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校は、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める必要がある。具体的には、特に次の点に重点をおいて努力しなければならない。

ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ サイコエジュケーション（開発的なカウンセリングの考え方に立った教育活動）を推進し、どの子どもにもセルフエスティーム（自己効用感）を高めさせるよう努める。

ウ 子どもが意欲をもって学習に取り組み、学ぶ（自己を高めていく）楽しさと学びの有用感を味わえる授業実践に努める。

エ 子どもに自らが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるような指導や支援に努める。

オ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者・地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

カ 学校はいじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

キ 日頃より相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) いじめ防止に資する子どもが自主的に行う児童会活動に対する支援や人権集会等における人権感覚を豊かに育む指導を積極的に行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために「いじめ問題を考える週間」を設定し、道徳の時間や学級活動の授業における指導やその他の場における必要に応じた指導に努めるとともに、保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図る。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) 担任による観察等

いじめの未然防止のために、日頃より深い子ども理解に努め、子どもたちの人間関係や一人ひとりの子どもの変化を的確に把握していきましょう。

【子どもの実態を把握する手立て】

担任・専科による観察（朝の様子、休み時間、遠足の様子、給食時間、授業中、朝・帰りの会、靴箱や持ち物の様子、児童の日記、その他のグループ学習時等における児童の様子）、保健室来室状況調査、学童等関係機関との連絡、保護者との連絡

(イ) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する子どもに対する定期的な調査・教育相談を次のとおり実施するとともに、意見箱の設置等の必要な措置を講ずるよう努める。

- ① 子ども対象のいじめアンケート調査 年3回（4月、9月、1月）
- ② 保護者対象の教育相談・聞き取り調査 年2回（6月、11月）
- ③ 子ども対象の個別の聞き取り調査 年3回（4月、9月、1月）

(ウ) いじめ相談体制

子ども及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 教育相談の充実
- ② いじめ相談窓口（学級担任、教頭、養護教諭）の設置

ウ いじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ、いじめ問題等相談員や鹿屋市教育委員会指導主事等を活用した研修会を実施するとともに県総合教育センター等の研修会に積極的に参加し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

子ども及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめの防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ等対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年部代表、特別支援教育コーディネーター

<活 動>

(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

(イ) いじめ防止に関することやいじめ事案に対する対応に関すること

(ウ) いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題について子どもの理解を深めること

<開 催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

<いじめのサインをつかんだとき>

【担任】⇒【生徒指導主任】⇒【校長・教頭】



- | |
|---|
| 1 教育相談、アンケートや聞き取り調査等による早急かつ適切な実態把握に努める。
2 必要に応じてチームを編成し、広い視野からの実態把握とサポートを行う。 |
|---|

<いじめの実態をつかんだとき><いじめの訴えがあったとき>…初期対応に留意する

【担任】⇒【校長・教頭・学年部・生徒指導主任】⇒【いじめ等対策委員会の開催】



- | |
|--|
| 1 子ども及び保護者との面談と実態把握
2 該当する子どものケア
温かく受け止め、語りかけたり、支持したり、助言したり、励ましたりして支えながらも、子どもが自分自身の力で将来に向けて一歩を踏み出せるようにかかわりを続ける。
3 保護者との連携
保護者としても大きな心の傷と不安をもつことになる。その心のケアと早期解決のために原因の究明や児童のこれからを支える手立ての協議や児童の実態の情報の共有など連絡を密に取り合いながら解決まで連携した取組を進める。
4 該当する子どもの継続したケアと保護者への定期的な連絡
5 学級・学年としての取組
「行動療法的アプローチ」、「ソーシャルスキルトレーニング」、「学級活動等におけるいじめ問題学習会」、「構成的グループエンカウンター」、「ゲシュタルト療法的アプローチ」等に努める。 |
|--|

組織的な初期対応 今後の指導方針の協議 チームの編成と支援 関係機関との連携

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子ども・保護者に対する支援といじめを行った子どもへの指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 「いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案にかかわる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態の発生と詳細を鹿屋市教育委員会に速やかに報告し、当該事案に対処する組織を設置する。

イ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ 上記調査結果については、いじめを受けた子ども・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること

イ いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること